

那 霸 市 公 報

第 1 8 4 1 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇条 例◇

- 那 霸 市 議 会 議 員 政 治 倫 理 条 例 (議 会 事 務 局 議 事 管 理 課) 853
- 那 霸 市 新 都 心 公 園 等 の 管 理 に 関 す る 条 例 (公 園 管 理 課) 862
- 那 霸 市 公 園 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (公 園 管 理 課) 870
- 那 霸 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (消 防 局 予 防 課) 878
- 那 霸 市 学 校 給 食 セ ン タ ー 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (学 校 給 食 課) 883
- 那 霸 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (議 会 事 務 局 議 事 管 理 課) 885
- 那 霸 市 附 属 機 関 の 設 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (公 園 管 理 課)
 888
- 那 霸 市 建 築 確 認 等 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (建 築 指 導 課) 890
- 那 霸 市 議 会 基 本 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (議 会 事 務 局 議 事 管 理 課) 893

◇規 則◇

- 那 霸 市 新 都 心 公 園 等 の 管 理 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (公 園 管 理 課) 898
- 那 霸 市 都 市 公 園 官 民 連 携 事 業 者 選 定 等 委 員 会 規 則 (公 園 管 理 課) 904
- 那 霸 市 公 園 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (公 園 管 理 課) 908
- 那 霸 市 火 災 予 防 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (消 防 局 予 防 課) 915
- 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 高 額 療 養 資 金 貸 付 基 金 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
 (国 民 健 康 保 険 課) 918
- 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 は り、き ゅ う、あ ん 摩、マ ッ サ ー ジ 及 び 指 圧 の 施 術 の 利 用 に
 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (国 民 健 康 保 険 課) 920

○那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則（法制契約課）	925
○那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課）	927
○那覇市緑化センター条例施行規則を廃止する規則（公園管理課）	929

◇ 告 示 ◇

○電線共同溝整備道路の指定について（道路管理課）	931
○令和 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（国民健康保険課）	934

◇ 公 告 ◇

○虎瀬公園の名称変更について（公園管理課）	935
-----------------------	-----

◇ 議 会 規 則 ◇

○那覇市議会会議規則の一部を改正する規則	937
----------------------	-----

◇ 議 会 訓 令 ◇

○那覇市議会議員政治倫理条例施行規程	940
--------------------	-----

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	943
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	944

条 例

那霸市条例第26号
令和5年7月14日
公 布 済

那霸市議会議員政治倫理条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市議会議員政治倫理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第6条第2項の規定に基づき、市政が市民の厳粛な負託によるものであることに鑑み、その受託者たる那覇市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努め、その権限又は地位に基づく影響力を不当に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な市政に寄与するために必要な事項を定めるものとする。

(議員の責務)

- 第2条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、第4条に規定する政治倫理規準を遵守するとともに、自ら研さんを積み、資質を高め、良心及び責任感を持って議員の品位を保持しなければならない。
- 2 議員は、自己の権限又は地位に基づく影響力を不当に行使して、自己又は特定の者の利益を図ってはならない。
- 3 議員は、法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。
- 4 議員は、第4条に規定する政治倫理規準に違反する行為(以下「政治倫理規準違反行為」という。)があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって、率先して事実を明らかにし、説明を行い、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。

(議会の役割)

- 第3条 議会は、市民に対する説明責任を果たし、並びに公正性及び透明性を確保しなければならない。
- 2 議会は、議員に対し、政治倫理に関する学習の機会を毎年提供するものとする。
- 3 議会は、議員が会派(那覇市議会基本条例第5条第1項の規定により結成する「会派」をいう。第7条第2項において同じ。)内及びその他の議員間で相互に次条に規定する政治倫理規準を共有し、これを遵守できるよう努めなければならない。

(政治倫理規準)

第4条 議員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は市民の信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為であつて別に定める行為
 - (2) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用する行為
 - (3) 反社会的勢力を利用し、若しくは反社会的勢力に利用され、又は反社会的勢力の活動に関与する行為
 - (4) その権限又は地位を利用したいかなる金品(議員の後援団体に対するものを含む。)の授受
 - (5) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の法令に違反する寄附等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等(議員の後援団体に対するものを含む。)の授受
 - (6) 市から補助金を受けている団体又は市の業務委託を受けている団体の役員に就任した場合において、その団体を自己の利益のために利用する行為
- 2 議員は、市、市が構成団体となっている一部事務組合等、那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)第2条第1項各号に掲げる団体及び同条例第10条各号に掲げる株式会社並びに指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市の指定を受けた者をいう。)(以下この項において「市等」という。)の職員に対し、次に掲げる働きかけをしてはならない。
- (1) 市が行う指定管理者の指定への関与
 - (2) 市等が行う許可、認可その他の処分、契約又は金銭の給付の決定への関与
 - (3) 市等が行う工事等の請負契約、業務委託契約又は物品購入契約への関与
 - (4) 職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事への関与
 - (5) 前各号に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げる行為
- 3 議員は、次に掲げる人権侵害行為等をしてはならない。
- (1) 人権侵害のおそれがあるハラスメント行為
 - (2) 公職にある者としての発言、インターネットその他の媒体を利用した情報発信による^{ひぼう}誹謗中傷、風評の流布等の名誉毀損
 - (3) 人権侵害行為を行うことの^{せん}煽動
 - (4) 第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害

行為を助長する行為

- 4 第1項第2号及び第6号並びに第2項の規定は、議員の職又は役員を退いた後も同様とする。

(働きかけの禁止)

第5条 何人も議員に対し、政治倫理規準違反行為を求める働きかけを行ってはならない。

(審査等の要求)

第6条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項の規定により議員の選挙権を有する者(那覇市の選挙人名簿に登録されている者に限る。以下この項及び次項において「有権者」という。)は、政治倫理規準違反行為があると認められる議員があるときは、有権者50人以上の連署をもって、議長(当該議員が議長である場合にあつては、副議長。第7条第2項第4号、第12条第2項及び第20条を除き、以下同じ。)に対し、審査等の要求をすることができる。

- 2 前項の連署における署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査等の要求が行なわれた日の直近に行われた公職選挙法第22条第1項又は第3項の規定による那覇市の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者(次条第1項において「選挙人名簿登録者」という。)とする。

- 3 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者及び市が設立した地方独立行政法人は、政治倫理規準違反行為があると認められる議員があるときは、議長に対し、審査等の要求をすることができる。

- 4 第1項又は前項の審査等の要求(以下「審査要求」という。)をする際には、政治倫理規準違反行為の内容その他必要な事項を記載した審査要求書にこれを証する書類等(次条第2項第4号において「証拠書類等」という。)を添えて、議長に提出しなければならない。

- 5 審査要求は、審査の対象となる政治倫理規準違反行為と疑われる行為の日又は刑事事件により有罪の判決を受けた日が属する議員としての任期中に行わなければならない。ただし、当該任期を経過した後であっても、当該議員が再選されている場合は、再選後の任期期間に限り、審査要求をすることができる。

(審査要求の受理等)

第7条 議長は、審査要求書の提出があったときは、これを受理するとともに、前条第1項の規定による審査等の要求に係る審査請求書の場合は、直ちに那覇市選挙管理委員会に対し、同項の連署において署名した者が選挙人名簿登録者であることの確認を求めるものとする。

2 議長は、審査要求が次に掲げる事項を満たしているか否かについて、会派の代表で構成される会議に確認を求めるものとする。

(1) 前条(第4項を除く。)の規定に反しないこと。

(2) 審査要求書の記載事項に不備がないこと。

(3) 審査要求の内容が政治倫理規準に関する内容であることが明らかであること。

(4) 証拠書類等が、議長が別に定める書類等に該当すること。

3 議長は、審査要求に不備があると認められ、かつ、それが補正することができるものであるときは、審査要求書を提出した者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

4 議長は、審査要求書を提出した者が前項の規定による補正の求めに応じないとき又は審査要求が第2項第1号に掲げる事項を満たしていないときは、当該審査要求を却下するものとする。

(審査要求に係る手続の併合又は分離)

第8条 議長は、必要があると認める場合には、数個の審査要求に係る手続を併合し、又は併合された数個の審査要求に係る手続を分離することができる。

(審査会の設置等)

第9条 議長は、審査要求が第7条第2項各号に掲げる事項を満たしていることを確認したときは、那覇市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 議長は、前項の規定により審査会が設置されたときは、速やかに審査要求書を提出した者及び審査要求の対象となる議員(以下「審査対象議員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

(審査要求の審査等)

第10条 審査会は、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

(1) 政治倫理規準違反行為の存否

- (2) 政治倫理規準違反行為があったと認定した場合における当該行為をした議員に対する措置
- 2 第8条の規定は、審査会における前項の規定による審査の手続について準用する。
- 3 第1項第2号の措置は、次のとおりとする。ただし、2以上の措置を併せて講ずるよう決することを妨げない。
- (1) 議場における議長の注意
 - (2) 議場における謝罪
 - (3) 一定期間の出席停止勧告
 - (4) 議長、副議長、那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)第2条の常任委員会の委員長その他の役職の辞任勧告
 - (5) 地方自治法第196条第6項の議員のうちから選任される監査委員の辞任勧告
 - (6) 議員が就任する附属機関の委員の辞任勧告
 - (7) 市が構成団体となっている一部事務組合等の議員辞職勧告
 - (8) 議員辞職勧告
 - (9) その他必要と認める措置
- 4 審査会は、政治倫理規準違反行為がないと決したときは、審査対象議員の名誉を回復する措置を決定し、議長に報告するものとする。
- 5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査対象議員、審査要求書を提出した者その他審査要求に係る者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴取し、又は報告を求めることができる。
- 6 審査対象議員、審査要求書を提出した者その他審査要求に係る者は、前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。
- 7 審査対象議員は、審査会の会議に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。
- 8 審査会は、審査対象議員、審査要求書を提出した者その他審査要求に係る者が第5項の規定による求めを正当な理由なく拒否したとき、又は虚偽の資料の提出若しくは陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。
- 9 審査会は、審査を終えたときは、その審査の結果を議長に報告する。
(審査結果の通知及び公表)
- 第11条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査要求書を提出し

た者及び審査対象議員に当該審査結果を通知するとともに、公表するものとする。

(審査会の組織)

第12条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職とし、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。

(1) 法律又は行政に関して優れた識見を有する者

(2) 学識経験者

(3) その他議長が必要と認める者

3 委員の報酬は、那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)別表法律又は条例により委員会等の委員に委嘱された者及びこれに準ずるものとして特に市長が認める特別職の職員の部の報酬額とする。

4 委員の費用弁償は、那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例第8条第2項第2号の額とする。

5 委員は、第10条第4項又は第9項の規定による報告があったときは、解嘱されるものとする。

6 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第13条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、議長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(守秘義務等)

第14条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。

2 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(措置等)

第15条 議会は、第10条第4項又は第9項の規定による報告を尊重し、必要な措置を講ずる議決等をするものとする。

2 審査対象議員は、第10条第9項の規定による報告において、政治倫理規準違反行為があったと指摘されたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

3 議長は、審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 議長は、前2項の規定による措置の内容を公表しなければならない。

(審査結果及び審査対象議員に対する措置の通知及び公表)

第16条 議長は、前条第1項の議決等がなされた後、速やかに審査要求書を提出した者及び審査対象議員に議決等の結果を送付するとともに、その概要を公表するものとする。

(起訴後の説明会の開催等)

第17条 議員は、次に掲げる罪により起訴された場合は、市民に対する説明会の開催を議長に求め、説明会に出席し、自ら釈明しなければならない。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に規定する贈収賄罪

(2) 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に規定する犯罪

(3) 前2号に定めるもののほか、議員の職務に関連する犯罪

2 前項の説明会が開催されないときは、市民は、議長に説明会の開催を請求することができる。

3 前項の規定による請求は、当該議員が起訴された日の翌日から起算して2月以内に行わなければならない。

4 議長は、第2項の規定による請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。

5 市民は、説明会において、当該議員が行った説明に関し当該議員に質問すること

ができる。

(有罪確定に伴う辞職等)

第 18 条 議員は、前条第 1 項各号に掲げる罪について有罪が確定したときは、公職選挙法第 11 条第 1 項及び地方自治法第 127 条第 1 項の規定により失職する場合を除き、市民全体の代表者としての品位及び名誉を守り、並びに市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職するものとする。

2 議会は、前項の規定による辞職手続をとらない議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、辞職を勧告するものとする。

(議員報酬の支給停止)

第 19 条 議員が、第 17 条第 1 項各号に掲げる罪の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けたときは、別に定める条例により、議員報酬の支給を停止する。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第27号
令和5年7月14日
公 布 済

那覇市新都心公園等の管理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市新都心公園等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新都心公園、天久ちゅらまち公園、黄金森公園、安謝東公園、安謝東原公園、天久プリン山公園、天久緑風公園、上之屋フレンドパーク、黄金森小公園、タカマサイ公園、銘苺かりゆし公園、銘苺てんとうむし公園、安岡ガジュマル公園及び安里緑地(以下「新都心公園等」という。)の管理に関し、那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号)の特例を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 新都心公園の多目的グラウンド、テニスコート、スケートパーク、バスケットコート及び那覇市緑化センターの利用時間は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の利用時間を変更し、又は前項に規定する公園施設の利用を休止することができる。

(行為の制限)

第3条 新都心公園等において、次に掲げる行為をしようとする者は、その行為に係る指定管理者の許可(以下「行為許可」という。)を受けなければならない。

- (1) 行商、出店その他これらに類する行為
- (2) 撮影、録音その他これらに類する行為であつて業として行うもの
- (3) 興行
- (4) 運動会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための新都心公園等(有料公園施設(有料で利用させる公園施設をいう。以下同じ。))を除く。)の全部又は一部の独占的な利用
- (5) その他市長が必要と認める行為

2 行為許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

3 前2項の規定は、行為許可を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為許可をしてはならない。

- (1) 行為許可を受けようとする行為が、公衆の新都心公園等の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
 - (2) 行為許可を受けようとする行為が、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 行為許可を受けようとする行為が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) 行為許可を受けようとする者が、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物の類を携行すると認めるとき。
 - (5) 行為許可を受けようとする者に伝染性の疾患があると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。
- 5 指定管理者は、行為許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第4条 指定管理者は、新都心公園等の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は新都心公園等に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、区域を定めて新都心公園等の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第5条 新都心公園に設置する次に掲げる公園施設は、有料公園施設とする。

- (1) 多目的グラウンド
- (2) テニスコート
- (3) 那覇市緑化センター

(利用許可)

第6条 有料公園施設の利用をしようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。

- 2 利用許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。
- 3 前2項の規定は、利用許可を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

- 4 第3条第4項及び第5項の規定は、利用許可について準用する。この場合において、同条第4項第1号から第3号までの規定中「行為許可を受けようとする行為」とあるのは「利用許可を受けようとする利用」と、同項第4号及び第5号中「行為許可を受けようとする者」とあるのは「利用許可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第7条 行為許可又は利用許可を受けようとする者は、指定管理者に対し、新都心公園等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2により算定した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとする場合も、同様とする。
- 3 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める場合には、規則で定める額を返還することができる。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の全部又は一部の免除)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育上の目的で利用する場合
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設が児童福祉の目的で利用する場合
- (4) 本市が共催する行事に利用する場合
- (5) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用する場合
- (6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知的障害者(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者をいう。)が利用する場合
- (7) 本市に住所を有する満65歳以上の者が利用する場合
- (8) 高校生以下の者が利用する場合

- (9) 前3号に規定する者が構成員の半数を占める団体が利用する場合
- (10) その他指定管理者が必要と認める場合
(監督処分)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、行為許可又は利用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは新都心公園等からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) 行為許可又は利用許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により行為許可又は利用許可を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行為許可又は利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命じることができる。

- (1) 新都心公園等に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 新都心公園等の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 新都心公園等の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、行為許可に係る行為又は利用許可に係る利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(指定管理者の指定)

第11条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、新都心公園等の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民等(本市に、在住、在勤又は在学する者をいう。別表第2備考4において同じ。)の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が新都心公園等の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った新都心公園等の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、新都心公園等の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、新都心公園等の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第13条 指定管理者である団体及び当該団体を構成する団体の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行為許可及び利用許可に関する業務
- (2) 新都心公園等の維持管理に関する業務
- (3) 地域の活性化及び新都心公園等の利用の促進に関する業務
- (4) 緑化の推進に関する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(那覇市公園条例の適用除外)

第15条 那覇市公園条例第3条、第12条及び第15条から第17条までの規定は、新都心公園等には適用しない。

(那覇市公園条例の変更適用)

第16条 新都心公園等に対する那覇市公園条例第4条、第11条、第13条、第14条、第18条及び第21条の規定の適用については、同条例第4条中「又は前条第1項若しくは第3項の許可」とあるのは「の許可又は那覇市新都心公園等の管理に関する条例(令和5年那覇市条例第27号。以下「新都心公園等条例」という。)第3条第1項(同条例第3項において準用する場合を含む。)の行為許可(第13条及び第14条において「行為許可」という。)」と、同条例第11条第1項中「、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項」とあるのは「又は法第6条第1項若しくは第3項」と、同条例第13条中「又は公園の占用の許可」とあるのは「、新都心公園等の占用の許可、行為許可又は新都心公園等条例第6条第1項(同条例第3項において準用する場合を含む。)に規定する利用許可(次条において「利用許可」という。)」と、

同条例第14条中「市長」とあるのは「市長(行為許可又は利用許可の場合にあっては、指定管理者)」と、「法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項又は第16条第1項若しくは第2項の許可」とあるのは「若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可、行為許可又は利用許可」と、同条例第18条中「市長」とあるのは「市長(第6号に該当する場合にあっては、指定管理者)」と、同条第6号及び同条例第21条第3号中「第12条第1項又は第2項」とあるのは「新都心公園等条例第9条第1項又は第2項」と、同条第1号中「第3条第1項又は第3項」とあるのは「新都心公園等条例第3条第1項又は第3項」と、同条第2号中「第4条」とあるのは「新都心公園等条例第16条の規定により読み替えて適用する第4条」と、同条第3号中「市長」とあるのは「指定管理者又は市長」とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(那覇市緑化センター条例の廃止)

- 2 那覇市緑化センター条例(平成18年那覇市条例第44号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「28円」とあるのは「27円」と、別表第2中「1,320円」とあるのは「1,300円」と、「360円」とあるのは「350円」と、同表備考4中「1.5」とあるのは「1」とする。
- 4 この条例の施行の前日に那覇市公園条例又は那覇市緑化センター条例の規定によりした同日以後の利用に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 5 第11条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1(第7条関係)

区分	単位	額
第3条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる行為の許可を受けようとする場合	占有面積1平方メートル1日につき	28円
第3条第1項第4号に掲げる行為(運動会、集会その他これらに類する催しのためのものに限る。)の許可を受けようとする場合	占有面積1平方メートル2時間につき	1円
第3条第1項第4号に掲げる行為(展示会、博覧会その他これらに類する催しのためのものに限る。)の許可を受けようとする場合	占有面積1平方メートル2時間につき	2円

備考 占有面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げる。

別表第2(第7条関係)

有料公園施設	単位	額	
多目的グラウンド	面	1面1時間につき	1,320円
	照明設備	1面1時間につき	500円
テニスコート	面	1面1時間につき	360円
	照明設備	1面1時間につき	280円
那覇市緑化センター	面	1平方メートル1時間につき	22円
	冷房設備	1台1時間につき	100円

備考

- 1 多目的グラウンドの1面とは、多目的グラウンド全体の4分の1をいう。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 3 占有面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げる。
- 4 市民等以外の者が利用する場合の額(照明設備又は冷房設備に係るものを除く。)は、この表に掲げる額に1.5を乗じて得た額とする。

那覇市条例第28号
令和5年7月14日
公 布 済

那覇市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市公園条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 運動会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項又は第3条第1項及び第3項の許可を受けた者は、それぞれ別表第1により算定した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、前項の許可の際徴収する。ただし、法第5条第1項の許可を受けた者に係る使用料は<u>毎月5日</u>までにその月分を徴収する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(使用料の<u>減免</u>)</p> <p>第11条の2 [略]</p> <p>(工作物等を保管した場合の公示方法)</p> <p>第12条の3 [略]</p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 撮影、録音その他これらに類する行為を業として行うこと。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 運動会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため公園<u>(有料公園施設(市が管理する公園施設のうち、有料で使用させるものをいう。以下同じ。))を除く。)</u>の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、それぞれ別表第1により算定した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、前項の許可の際徴収する。ただし、法第5条第1項の許可を受けた者に係る使用料は、<u>毎月5日(4月分の使用料にあっては、20日)</u>までにその月分を徴収する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(使用料の<u>全部又は一部の免除</u>)</p> <p>第11条の2 [略]</p> <p>(工作物等を保管した場合の公示方法)</p> <p>第12条の3 [略]</p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示</p>

<p>を行うとともに、<u>規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。</u></p> <p>(権利の譲渡禁止等)</p> <p>第13条 公園の施設の設置<u>又は管理の許可</u>、公園の占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第15条 市が管理する公園施設の<u>うち、有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)</u>の名称は別表第2のとおりとし、その使用料は同表により算定した額とする。</p> <p>2 <u>前項の使用料については、第11条第2項及び第3項並びに第11条の2の規定を準用する。</u></p> <p>(管理の特例)</p> <p>第17条の2 この条例の規定にかかわらず、次に掲げる公園施設の管理については、別に条例の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 新都心公園内の那覇市緑化センター</u></p> <p>二</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>を行うとともに、<u>保管工作物等を記録した書面を作成し、関係者の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(権利の譲渡禁止等)</p> <p>第13条 公園の施設の設置若しくは<u>管理の許可又は公園の占用の許可</u>を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第15条 <u>有料公園施設は別表第2のとおりとし、その使用料は同表により算定した額とする。</u></p> <p>2 <u>有料公園施設の使用時間は、午前7時(照明設備にあっては、市長が定める時刻)から午後9時までとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を変更し、又は有料公園施設の使用を休止することができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の使用料については、第11条第2項及び第3項並びに第11条の2の規定を準用する。</u></p> <p>(管理の特例)</p> <p>第17条の2 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分</p>	

- を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
 - 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
 - 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
 - 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

[改正前 別記]

別表第1(第11条関係)

	区分	単位	使用料
行為をする場合	[略]	[略]	[略]
	業として写真又は映画を撮影するとき。		
	[略]		
	運動会、集会、展示会その他これらに類するものを行うとき。	占用面積1平方メートルにつき1日以内	13円以内で規則で定める額
公園を占用する場合	電柱、電線、変圧塔等	電柱	759円
		電話柱	453円
		支線その他これに類する施設	1,065円
		高压送電塔	1,065円
		高压送電線	532円
		その他のもの	1,065円
	水道管、下水管、ガスパ管、地下埋設物等	口径10センチメートル未満	124円
		口径10センチメートル以上口径30センチメートル未満	166円
		口径30センチメートル以上	464円
	地下占用	地下占用施設	525円
		公衆電話所	929円
		標識その他これに類するもの	45円
		天体、気象又は土地観測施設	92円
		詰所、建物その他工事用施設	92円
		工事用板囲、足場その他工事用施設	170円
	その他の占用	92円	
公園施設を設ける場合	売店、飲食店その他の施設	[略]	360円
公園施設を管理する場合	売店、飲食店その他の施設	[略]	725円

[改正後 別記]

別表第1(第11条関係)

	区分	単位	使用料	
行為をする場合	[略]	[略]	[略]	
	撮影、録音その他これらに類する行為を業として行うとき。			
	[略]			
	運動会、集会その他これらに類する催しを行うとき。	占有面積1平方メートル2時間につき	1円	
	展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うとき。	占有面積1平方メートル2時間につき	2円	
公園を占有する場合	電柱、電線、変圧塔等	電柱	[略]	2,290円
		電話柱		1,380円
		支線その他これらに類する施設		1,380円
		高压送電塔		2,820円
		高压送電線		1,410円
		その他のもの		2,820円
	水道管、下水管、ガス管、地下埋設物等	口径10センチメートル未満		84円
		口径10センチメートル以上口径30センチメートル未満		250円
		口径30センチメートル以上		840円
	地下占有	地下占有施設		840円
		公衆電話所		2,820円
		標識その他これに類するもの		230円
		天体、気象又は土地観測施設		230円
		詰所、建物その他工事用施設		230円
		工事用板囲、足場その他工事用施設		230円
	その他の占有		230円	
公園施設を設ける場合	売店、飲食店その他営利を目的とする施設(駐車場を除く。)	[略]	510円	
	駐車場	占有面積1平方メートルにつき1月	350円	
	その他の施設	占有面積1平方メートルにつき1月	230円	
公園施設を管理する場合	売店、飲食店その他営利を目的とする施設(駐車場を除く。)	[略]	890円	
	駐車場	占有面積1平方メートルにつき1月	450円	
	その他の施設	占有面積1平方メートルにつき1月	580円	

備考 公園を占有する期間又は公園施設を設ける期間が1月に満たない場合のこれらの

期間に係る使用料の額は、この表の公園を占有する場合の項又は公園施設を設ける場合の項に規定する使用料の額に1.1を乗じて得た額とする。

[改正前 別記]

別表第2(第15条関係)

有料公園施設の名称	使用料
野外ステージ	1日につき5,880円以内で、規則で定める額
庭球場	1時間につき1コート570円以内で、規則で定める額
漫湖公園古波蔵側多目的広場及び 新都心公園多目的広場の照明施設	1時間につき3,300円以内で、規則で定める額

[改正後 別記]

別表第2(第15条関係)

有料公園施設	単位	使用料
テニスコート	面	1面1時間につき 350円
	照明設備	1面1時間につき 280円
漫湖公園古波蔵側多 目的グラウンド	面	1面1時間につき 1,390円
	照明設備	1面1時間につき 1,800円(2面を使用する場合に あつては、1,650円)

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 漫湖公園古波蔵側多目的グラウンドの1面とは、漫湖公園古波蔵側多目的グラウンド全体の2分の1をいう。

第2条 那覇市公園条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	
2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第11条関係)

	区分	単位	使用料
行為をする場合	[略]		27円
	[略]		
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第11条関係)

	区分	単位	使用料
行為をする場合	[略]		<u>28円</u>
	[略]		
[略]			

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第15条関係)

有料公園施設		単位	使用料
テニスコート	面	[略]	<u>350円</u>
	[略]		
漫湖公園古波蔵側多目的グラウンド	面	[略]	<u>1,390円</u>
	照明設備		<u>1,800円</u> (2面を使用する場合にあっては、 <u>1,650円</u>)

備考

1 [略]

2 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第15条関係)

有料公園施設		単位	使用料
テニスコート	面	[略]	<u>360円</u> (市民等以外の者が使用する場合にあっては、 <u>540円</u>)
	[略]		
漫湖公園古波蔵側多目的グラウンド	面	[略]	<u>1,410円</u> (市民等以外の者が使用する場合にあっては、 <u>2,110円</u>)
	照明設備		<u>1,830円</u> (2面を使用する場合にあっては、 <u>1,680円</u>)

備考

1 [略]

2 市民等とは、本市に在住、在勤又は在学する者をいう。

3 [略]

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び付則第4項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市公園条例(次項において「第1条改正後条例」という。)別表第1公園を占有する場合の項、公園施設を設ける場合の項及び公園施設を管理する場合の項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る使用料について適用し、同日前の期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から引き続き都市公園法(昭和31年法

律第79号)第6条第1項又は第3項の許可を受けて占用物件(公園施設以外の工作物その他の物件又は工作物をいう。以下この項において同じ。)を設けて公園を占有している者が次の各号に掲げる年度において納付すべき当該占用物件に係る使用料の額は、第1条改正後条例別表第1公園を占用する場合の項の規定により算定した使用料の額が当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 令和6年度 当該占用物件について第1条の規定による改正前の那覇市公園条例別表第1公園を占用した場合の項の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
- (2) 令和7年度以後の各年度 当該各年度の前年度における当該占用物件に係る使用料の額に1.2を乗じて得た額

- 4 第2条の規定による改正後の那覇市公園条例の規定は、令和8年4月1日以後に許可(那覇市公園条例第3条第1項若しくは第3項又は第16条第1項若しくは第2項の許可をいう。以下同じ。)を受けた者が納付すべき使用料について適用し、同日前に許可を受けた者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

那覇市条例第29号
令和5年7月14日
公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u>は、この限りでない。</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、<u>充電ポストを含む</u>。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>不燃材料で造られた、又は覆われた外壁であつて開口部のないものに面するもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>分離型のものの充電ポスト</u></p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部が通電している場合には、当該接続部が外れないよう措置を講ずること。

(8)～(10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)～(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

(17)～(18) [略]

2 [略]

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防局長が指定する日本産業規格(産業標準

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めるときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)～(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(18)～(19) [略]

2 [略]

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防局長が指定する日本産業規格(産業標準

<p>化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 [略] (喫煙等)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>4 第1項の消防局長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)</p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通</p>	<p>化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>第23条第4項において同じ。</u>)に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 [略] (喫煙等)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の消防局長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所及び次のいずれかの標識の設置</p> <p>ア <u>当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識</u></p> <p>イ <u>健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識</u></p> <p>4 第2項に規定する「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、前項第2号アに規定する「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通</p>
---	--

<p>行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6～7 [略]</p> <p>別表第4から別表第6まで [略]</p> <p>別表第7(第23条関係) [略]</p>	<p>行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6～7 [略]</p> <p>別表第4から別表第7まで [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。 	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年10月1日において現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の那覇市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項の規定の適用については、当分の間、同項第2号イ中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。
- 4 新条例第23条第2項又は第3項第2号アに規定する標識と併せて設ける図記号(この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているものに限る。)のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

那覇市条例第30号
令和5年7月14日
公 布 済

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(名称及び位置) 第2条 給食センターの施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高良学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		高良学校給食センター	[略]	(名称及び位置) 第2条 [略] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高良学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開南学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">那覇市泉崎1丁目1番6号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		高良学校給食センター	[略]	開南学校給食センター	那覇市泉崎1丁目1番6号
名称	位置														
[略]															
高良学校給食センター	[略]														
名称	位置														
[略]															
高良学校給食センター	[略]														
開南学校給食センター	那覇市泉崎1丁目1番6号														
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。															

付 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

那霸市条例第31号
令和5年7月14日
公 布 済

那霸市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定足数)</p> <p>第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第18条</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 [略]</p>	<p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第18条第1項</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 [略]</p> <p><u>2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができ</u></p>

<p>(出席説明の要求) 第21条 [略]</p> <p>(公述人の決定) 第25条 [略] 2 [略]</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述) 第28条 [略]</p> <p>(参考人) 第29条 [略] 2 [略]</p> <p>3 参考人については、<u>第26条、第27条及び第28条</u>の規定を準用する。</p>	<p><u>る。</u> (出席説明の要求) 第21条 [略] <u>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p>(公述人の決定) 第25条 [略] 2 [略] <u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述) 第28条 [略] <u>2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には適用しない。</u></p> <p>(参考人) 第29条 [略] 2 [略] <u>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p><u>4 参考人については、前3条の規定を準用する。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第32号
令和5年7月14日
公 布 済

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会	[略]
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会	[略]
	那覇市都市公園官民連携事業者選定等委員会	都市公園における官民連携事業に係る事業者の選定等に関すること。
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
[略]		
[略]		

那覇市条例第33号
令和5年7月14日
公 布 済

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請又は法第18条第16項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了の通知に対する<u>審査</u>を受けようとする者 完了検査手数料</p> <p>(3) 法第7条の3第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請又は法第18条第19項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する特定工程に係る工事終了の通知に対する<u>審査</u>を受けようとする者 中間検査手数料</p> <p>2～3 [略]</p> <p>[別表第4 別記]</p>	<p>(徴収)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請又は法第18条第16項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了の通知に対する<u>検査</u>を受けようとする者 完了検査手数料</p> <p>(3) 法第7条の3第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請又は法第18条第19項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する特定工程に係る工事終了の通知に対する<u>検査</u>を受けようとする者 中間検査手数料</p> <p>2～3 [略]</p> <p>[別表第4 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1～12	[略]	
13	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	[略]
14～16	[略]	
17	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	[略]
18～19	[略]	
20	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	[略]
21～45	[略]	

[改正後 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1～12	[略]	
13	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の特例の認定の申請に対する審査	2万7,000円
14	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	[略]
15～17	[略]	
18	法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	16万円
19	法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	[略]
20～21	[略]	
22	法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの許可の申請に対する審査	16万円
23	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	[略]
24～48	[略]	

那覇市条例第34号
令和5年7月14日
公 布 済

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例

那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p>第3章 [略](第6条—第10条)</p> <p>第4章 [略](第11条—第15条)</p> <p>第5章 [略](第16条・第17条)</p> <p>第6章 [略](第18条・第19条)</p> <p>第7章 [略](第20条—第24条)</p> <p>第8章 [略](第25条)</p> <p>第9章 議員の政治倫理(第26条)</p> <p>第10章～第12章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(会派)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会派は、<u>政策立案、政策提言、政策決定</u>に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第6条～第10条 [略]</p> <p>第4章 [略]</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p><u>第3章 議員の政治倫理(第6条)</u></p> <p>第4章 [略](第7条—第11条)</p> <p>第5章 [略](第12条—第16条)</p> <p>第6章 [略](第17条・第18条)</p> <p>第7章 [略](第19条・第20条)</p> <p>第8章 [略](第21条—第25条)</p> <p>第9章 [略](第26条)</p> <p>第10章～第12章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(会派)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会派は、<u>政策の立案、提言及び決定並びに議会改革その他重要な事項</u>に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>4 議長は、会派に属さない。</p> <p><u>第3章 議員の政治倫理</u></p> <p><u>第6条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。</u></p> <p><u>2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)で定める。</u></p> <p>第4章 [略]</p> <p>第7条～第11条 [略]</p> <p>第5章 [略]</p>

第11条～第15条 [略]

第5章 [略]

第16条～第17条 [略]

第6章 [略]

(議会運営の原則)

第18条 [略]

2～3 [略]

4 議長は、会派に属さない。

(委員会)

第19条 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2～3 [略]

第7章 [略]

第20条～第22条 [略]

(会派及び議員の政務活動費)

第23条 [略]

2～3 [略]

4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別に条例で定める。

第24条 [略]

第8章 [略]

第25条 [略]

第9章 議員の政治倫理

第26条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。

(議員定数)

第12条～第16条 [略]

第6章 [略]

第17条～第18条 [略]

第7章 [略]

(議会運営の原則)

第19条 [略]

2～3 [略]

(委員会)

第20条 委員会(法第109条第1項の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2～3 [略]

4 委員会の組織、運営その他必要な事項は、那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)で定める。

第8章 [略]

第21条～第23条 [略]

(会派及び議員の政務活動費)

第24条 [略]

2～3 [略]

4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、那覇市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号)で定める。

第25条 [略]

第9章 [略]

第26条 [略]

(議員定数)

<p>第27条 議員定数は、別に<u>条例</u>で定める。</p> <p>2 [略] (議員の報酬)</p> <p>第28条 議員報酬は、別に<u>条例</u>で定める。</p> <p>2 [略] (議会事務局の強化)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>(議会図書室)</p> <p>第30条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。</p>	<p>第27条 議員定数は、<u>那覇市議会議員定数条例(平成14年那覇市条例第68号)</u>で定める。</p> <p>2 [略] (議員の報酬)</p> <p>第28条 議員報酬は、<u>那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市条例第34号)</u>で定める。</p> <p>2 [略] (議会事務局の強化)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 <u>議会事務局の職員は、前項に規定する目的を達成するため、議長、委員会の長その他の議員に対し、提案を行うことができる。</u></p> <p>(議会図書室)</p> <p>第30条 議会は、議員の調査研究に資するため、<u>法第100条第19項の規定により置かれた議会図書室</u>を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(那覇市情報公開条例の一部改正)

2 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(情報提供)	(情報提供)

<p>第23条 実施機関は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを記録した文書、図画又は電磁的記録を必要に応じ提供するものとする。ただし、当該情報の提供について法令等で別段の定めがある場合又は当該情報が非公開情報に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第12条第1項及び第13条の規定により議会へ提出した資料等</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第23条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第13条第1項及び第14条の規定により議会へ提出した資料等</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 (那覇市総合計画策定条例の一部改正)</p>	

3 那覇市総合計画策定条例(平成28年那覇市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の議決)</p> <p>第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第14条第1号の規定による議会の議決を経なければならない。</p>	<p>(議会の議決)</p> <p>第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第15条第1号の規定による議会の議決を経なければならない。</p>
<p>備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

規 則

那霸市規則第27号
令和5年7月14日
公 布 済

那霸市新都心公園等の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市新都心公園等の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市新都心公園等の管理に関する条例(令和5年那覇市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 新都心公園の多目的グラウンド、テニスコート、スケートパーク、バスケットコート及び那覇市緑化センターの利用時間は、午前7時から午後9時までとする。

(行為許可の申請)

第3条 条例第3条第2項の申請は、新都心公園等行為許可申請書を提出してするものとする。

2 条例第3条第3項において準用する同条第2項の申請は、新都心公園等行為許可申請書及び第5条の規定により交付を受けた新都心公園等行為許可書を提出してするものとする。

3 前2項の規定による提出は、行為許可に係る行為をしようとする日(前項の申請の場合にあっては、行為許可を受けた行為をする日)の前日から起算して4日前の日までにしなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の申請)

第4条 条例第6条第2項の申請は、有料公園施設利用許可申請書を提出してするものとする。

2 条例第6条第3項において準用する同条第2項の申請は、有料公園施設利用許可申請書及び第6条の規定により交付を受けた有料公園施設利用許可書を提出してするものとする。

(行為許可書の交付)

第5条 指定管理者は、行為許可をしたときは、新都心公園等行為許可書を交付する。

(利用許可書の交付)

第6条 指定管理者は、利用許可をしたときは、有料公園施設利用許可書を交付する。

(利用料金の返還)

第7条 条例第7条第3項ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合と

し、同項ただし書の規則で定める額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

- (1) 条例第9条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じた場合 利用できない期間に係る利用料金の額
 - (2) 天災その他不可抗力により利用できない場合 利用できない期間に係る利用料金の額
 - (3) 行為許可を受けた行為をする日又は利用許可を受けた利用をする日の前日から起算して4日前の日までに行為許可又は利用許可の取消しを申し出た場合 当該行為をする日又は当該利用をする日に係る利用料金の全額
 - (4) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額
- 2 利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書に新都心公園等行為許可書又は有料公園施設利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定による提出を受けた場合は、その適否を審査し、利用料金の返還を適当と認めたときは、当該提出をした者に対し利用料金返還通知書を交付するものとする。

(利用料金の全部又は一部の免除)

第8条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の利用料金を免除するものとする。

- (1) 条例第8条第1号に掲げる場合 利用料金の全額
- (2) 条例第8条第2号及び第3号に掲げる場合 利用料金(多目的グラウンド及びテニスコートの照明設備並びに那覇市緑化センターの冷房設備に係るものを除く。第4号において同じ。)の全額
- (3) 条例第8条第4号から第9号までに掲げる場合であって行為許可をするとき 行為許可に係る利用料金の全額
- (4) 条例第8条第4号から第9号までに掲げる場合であって利用許可をするとき 利用許可に係る利用料金の2分の1の額
- (5) 条例第8条第10号に掲げる場合 指定管理者が必要と認める額

- 2 利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、利用料金免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、利用料金の全部又は一部を免除したときは、利用料金免除通知書を交付する。ただし、指定管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(公告)

第9条 市長は、条例第11条第1項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 新都心公園等の名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第11条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第10条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

- 2 条例第11条第3項の規則で定める申請書は、新都心公園等指定管理者指定申請書とする。
- 3 条例第11条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
 - (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
 - (3) 役員の名簿及び履歴書
 - (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書(指定申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
 - (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の新都心公園等の管理に係る事業計画書及び収支計画書
 - (8) その他市長が必要と認める書類

（指定等）

第11条 市長は、条例第11条第1項の規定による、指定をするときは新都心公園等指定管理者指定書を、指定をしないときは新都心公園等指定管理者不指定通知書を交付する。

（協定）

第12条 指定管理者は、本市と新都心公園等の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 管理の業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 情報公開に関する事項
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 事故及び損害賠償に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

（様式等）

第13条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類(第7条第2項の規定より添付すべきこととされているものを除く。)は、市長が定める。

文書の名称	関係規定
新都心公園等行為許可申請書	第3条第1項及び第2項
新都心公園等行為許可書	第3条第2項、第5条及び第7条第2項
有料公園施設利用許可申請書	第4条第1項及び第2項
有料公園施設利用許可書	第4条第2項、第6条及び第7条第2項
利用料金返還申請書	第7条第2項
利用料金返還通知書	第7条第3項
利用料金免除申請書	第8条第2項

利用料金免除通知書	第8条第3項
新都心公園等指定管理者指定申請書	第10条第2項
新都心公園等指定管理者指定書	第11条
新都心公園等指定管理者不指定通知書	第11条

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那霸市規則第28号
令和5年7月14日
公 布 済

那霸市都市公園官民連携事業者選定等委員会規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市都市公園官民連携事業者選定等委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市都市公園官民連携事業者選定等委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 設置等予定者(都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2第2項第9号の設置等予定者をいう。次号において同じ。)の選定に関すること。
- (2) 設置等予定者を選定するための評価の基準に関すること。
- (3) 都市公園及び公園施設(那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号)第17条の2各号に掲げるものを除く。)の指定管理者の選定に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 前項第1号に掲げる者のうちから委嘱される委員の数は、2人以上でなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に、2人以内の臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、当該委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム(インターネットを通じて相互に映像及び音声を送受信することにより会議を行うことができるシステムをいう。)により、会議に出席することができる。
- 3 委員会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員会において必要があると認める場合は、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第8条 委員及び臨時委員は、自己又は3親等内の親族に直接の利害関係のある議事については、その議事に参与することができない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市みらい部公園管理課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会規則の一部改正)
- 2 那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会規則(平成17年那覇市規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担任事務) 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、都市みらい部又はまちなみ共創部の所管する公の施設の指定管理者の選定について審議する。	(担任事務) 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、都市みらい部又はまちなみ共創部の所管する公の施設(都市公園及び公園施設を除く。)の指定管理者の選定について審議する。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

那霸市規則第29号
令和5年7月14日
公 布 済

那霸市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公園条例施行規則(1970年那覇市規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行為の許可申請書)</p> <p>第2条 条例第3条第1項に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の3日前までに公園内行為許可申請書(第1号様式)を、市長に提出しなければならない。</p> <p>(公園施設の設置及び管理許可申請書)</p> <p>第3条 公園施設の設置又は管理の許可を受けようとする者は、工事着手又は管理開始の日の15日前までに公園施設設置許可申請書(第2号様式)又は公園施設管理許可申請書(第3号様式)及び関係書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(有料公園施設使用許可申請)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の規定により有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、有料公園施設使用許可申請書(第3号様式の2)を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、電子情報処理システム(市の使用に係る電子計算機と、有料公園施設の使用許可を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理システムをいう。)を使用する方法により申請することができる。</u></p> <p>(占有許可申請書)</p> <p>第5条 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占有の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園占有許可申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(行為の許可申請書)</p> <p>第2条 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の前日から起算して4日前の日までに公園内行為許可申請書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>(公園施設の設置及び管理許可申請書)</p> <p>第3条 公園施設の設置又は管理の許可を受けようとする者は、工事着手又は管理開始の日の前日から起算して16日前の日までに公園施設設置許可申請書又は公園施設管理許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(有料公園施設使用許可申請書)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の規定により有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、有料公園施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(占有許可申請書)</p> <p>第5条 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占有の許可を受けようとする者は、工事着手の日の前日から起算して16日前の日までに公園占有許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>

(許可変更申請書)

第6条 条例第3条第1項に掲げる行為の許可を受けた者、公園施設の設置若しくは管理の許可を受けた者、公園の占用許可を受けた者又は有料公園施設の使用許可を受けた者が、それらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ第4条から前条までの規定に準じて速やかに許可変更申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付等)

第7条 市長は、第2条から前条までの規定による申請に対し許可をしたときは、許可書(第6号様式)を交付する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による申請に対し許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、同項の電子情報処理システムを通じてその旨を通知することができる。この場合において、市長は、前項の許可書の交付を省略することができる。

(請け書)

第8条 市長は、公園施設の管理の許可を受けた者について、管理上必要があると認めるときは、許可の条件として保証人の連署による請け書(第7号様式)を提出させるものとする。

2 前項の請け書には、保証人の印鑑登録証明書及び所得を証明する書類を添えなければならない。

(運動会等をする場合の使用料)

第9条 条例別表第1に基づく13円以内で規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(有料公園施設の使用料)

第10条 条例別表第2に基づく規則で定める額は、別表第2から別表第4までのとおりとする。

第11条 [略]

(使用料の減免)

(許可変更申請書)

第6条 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた者、公園施設の設置若しくは管理の許可を受けた者、公園の占用許可を受けた者又は有料公園施設の使用許可を受けた者が、それらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ第2条から前条までの規定に準じて速やかに許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第7条 市長は、第2条から前条までの規定による申請に対し許可をしたときは、許可書を交付する。

(請け書)

第8条 市長は、公園施設の管理の許可を受けた者について、管理上必要があると認めるときは、許可の条件として保証人の連署による請け書を提出させるものとする。

第9条 [略]

(使用料の全部又は一部の免除)

第12条 条例第11条の2の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 条例第11条の2第1号及び第2号の規定に該当する場合 全額

(2) 条例第11条の2第3号から第7号までの規定に該当する場合 全額。ただし、庭球場を使用する場合はコート使用料の2分の1の額、漫湖公園古波蔵側多目的広場又は新都心公園多目的広場を使用する場合は別表第1に定める使用料の2分の1の額

(3) [略]

2 使用料の減免を受けようとする者は、公園・有料公園施設使用料減免申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、使用料の減免をしたときは、公園・有料公園施設使用料減免通知書(第9号様式)を交付する。ただし、市長が交付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第13条 条例第11条第3項ただし書(条例第15条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。

(1) 市長が条例第12条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたとき。

第10条 条例第11条の2の規定により免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(1) 条例第11条の2第1号の規定に該当する場合 使用料の全額

(2) 条例第11条の2第2号の規定に該当する場合 使用料(有料公園施設の照明設備に係るものを除く。次号において同じ。)の全額

(3) 条例第11条の2第3号から第7号までの規定に該当する場合 使用料の全額(テニスコート及び漫湖公園古波蔵側多目的グラウンドに係るものにあつては、使用料の2分の1の額)

(4) [略]

2 使用料の免除を受けようとする者は、公園・有料公園施設使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、使用料の免除をしたときは、公園・有料公園施設使用料免除通知書を交付する。ただし、市長が交付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第11条 条例第11条第3項ただし書(条例第15条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を還付するものとする。

(1) 市長が条例第12条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたとき 使用できない期間に係る使用料の額

(2) 不可抗力により公園を使用できなくなったとき。

(3) 公園の使用又は占用開始の日の5日前までに許可の取消しを申し出たとき。

第14条 [略]

(保管工作物等一覧簿)

第15条 条例第12条の3第2項の規則で定める様式は保管工作物等記録票(第11号様式)とし、同項の規則で定める場所は都市みらい部公園管理課とする。

(届出)

第16条 条例第18条の規定による届出は、届書(第10号様式)によらなければならない。

[別表第1 別記]

別表第2(第10条関係) [略]

別表第3(第10条関係) [略]

別表第4(第10条関係) [略]

第1号様式(第2条関係) [略]

第2号様式(第3条関係) [略]

第3号様式(第3条関係) [略]

第3号様式の2(第4条関係) [略]

第4号様式(第5条関係) [略]

第5号様式(第6条関係) [略]

(2) 不可抗力により公園を使用できなくなったとき 使用できない期間に係る使用料の額

(3) 公園の使用又は占用開始の日の前日から起算して5日前の日までに許可の取消しを申し出たとき 当該使用する日又は当該占用をする日に係る使用料の全額

第12条 [略]

(保管工作物等記録票)

第13条 条例第12条の3第2項の保管工作物等を記録した書面は、保管工作物等記録票とし、都市みらい部公園管理課で閲覧に供するものとする。

(届書)

第14条 条例第18条の規定による届出は、届書によらなければならない。

(様式等)

第15条 別表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

[別表 別記]

第6号様式(第7条関係) その1 [略]	
第6号様式(第7条関係) その2 [略]	
第6号様式(第7条関係) その3 [略]	
第6号様式(第7条関係) その4 [略]	
第6号様式(第7条関係) その5 [略]	
第6号様式(第7条関係) その6 [略]	
第7号様式(第8条関係) [略]	
第8号様式(第12条関係) [略]	
第9号様式(第12条関係) [略]	
第10号様式(第16条関係) [略]	
第11号様式(第15条関係) [略]	
備考	
<p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p> <p>5 改正表の表示に対応する改正後表の表示がない場合には、当該改正表を削る。</p> <p>6 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</p>	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第9条関係)

区分	9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
運動会、集会その他これらに類する行為をする場合	円 3	円 3	円 4	円 4	円 5	円 6
展示会その他これに類する行為をする場合	4	4	7	7	10	13

備考

- 1 使用時間のすべてを含む時間帯の区分が2つ以上あるときは、最も安い使用料の区分を適用する。
- 2 野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の目的で使用する場合には、漫湖公園古波蔵側多目的広場にあつては1面(全体の2分の1をいう。)1時間につき1,390円、新都心公園多目的広場にあつては1面(全体の4分の1をいう。)1時間に

つき1,300円とする。ただし、漫湖公園古波蔵側多目的広場及び新都心公園多目的広場以外の広場をグラウンドゴルフの目的で使用する場合は、1回3時間につき1,050円とする。

[改正後 別記]

別表(第15条関係)

文書の名称	関係規定
公園内行為許可申請書	第2条
公園施設設置許可申請書	第3条
公園施設管理許可申請書	第3条
有料公園施設使用許可申請書	第4条
公園占用許可申請書	第5条
許可変更申請書	第6条
許可書	第7条
請け書	第8条
公園・有料公園施設使用料免除申請書	第10条第2項
公園・有料公園施設使用料免除通知書	第10条第3項
保管工作物等記録票	第13条
届書	第14条

那霸市規則第30号
令和5年7月14日
公 布 済

那霸市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(標識及び表示板等)</p> <p>第2条 条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第17条第1項第3号、第23条第2項、第3項及び第4項第2号、第31条の2第2項第1号、第33条第3項、第34条第2項第1号並びに第51条第4号に規定する標識、表示板等の規格は、別表第1及び別表第2によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>(標識及び表示板等)</p> <p>第2条 条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第17条第1項第3号、第23条第2項及び第3項第2号、第31条の2第2項第1号、第33条第3項、第34条第2項第1号並びに第51条第4号に規定する標識、表示板等の規格は、別表第1によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後の欄中のけい線に対応する改正前の欄中のけい線がない場合には、当該けい線を加える。</p> <p>5 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>6 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]
別表第1(第2条関係)

		規制事項	寸法		色	
根拠条文	標識類の種類		cm	cm	地	文字

		巾	長さ		
[略]					
第23条第2項	[略]				
第23条第3項及び第4項第2号	図記号による標識		別表第2のとおり		
第23条第4項第2号	[略]				
[略]					

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

根拠条文	標識類の種類	寸法		色	
		巾 (cm)	長さ (cm)	地	文字
[略]					
第23条第2項	[略]				
第23条第3項第2号	[略]				
[略]					

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

表示の種類	寸法		色
	直径 (cm)	パネル (cm)	
禁煙である旨の表示	15以上	20以上	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白(文字標識と併せて標示する場合は、幅25cm長さ50cm以上とする。)
火気厳禁である旨の表示	15以上	20以上	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白(文字標識と併せて標示する場合は、幅25cm長さ50cm以上とする。)
喫煙所である旨の表示	15以上	20以上	記号は黒、地は白(文字標識と併せて標示する場合は、幅25cm長さ50cm以上とする。)

[改正後 別記]

別表第2 削除

那覇市規則第31号

令和 5 年 7 月 14 日

公 布 済

那覇市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則(昭和54年那覇市規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付申請)</p> <p>第4条 資金の貸付けを受けようとする者は、<u>国民健康保険高額療養資金貸付申請書(様式)</u>に保険医療機関の発行する請求書及び自己負担金額の<u>支払済証明書</u>を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(資金の貸付け)</p> <p>第5条 前条の規定による<u>申請があったときは、第3条各号に掲げる者の申請の場合を除き、</u>資金を貸し付けるものとする。</p> <p>様式 [略]</p>	<p>(貸付けの申込み)</p> <p>第4条 資金の貸付けを受けようとする者は、<u>国民健康保険高額療養資金貸付申込書</u>に保険医療機関の発行する請求書及び自己負担金額の<u>支払を証する書類</u>を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>国民健康保険高額療養資金貸付申込書は、市長が定める事項について保険医療機関の証明を受けたものでなければならない。</u></p> <p>3 <u>国民健康保険高額療養資金貸付申込書の様式は、市長が定める。</u></p> <p>(資金の貸付け)</p> <p>第5条 <u>第2条に規定する貸付けを受けることができる者(第3条各号に掲げる者を除く。)</u>から、<u>前条第1項の規定による提出があったときは、</u>資金を貸し付けるものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合は、当該改正部分を削る。</p> <p>4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第32号

令和 5 年 7 月 14 日

公 布 済

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術の利用に関する規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術の利用に関する規則(平成元年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施術担当者の指定)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の指定を受けようとする者は、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>4 市長は、施術担当者を指定したときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定書(第2号様式。以下「施術担当者指定書」という。)及び那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者標示板(第3号様式。以下「施術担当者標示板」という。)をその者に交付する。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 施術担当者は、第3項に規定する申請書に記載した事項に変更があったときは、変更のあった日から14日以内に那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者申請事項変更届書(第4号様式)によりその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(施術録)</p> <p>第5条 施術担当者は、施術の内容を明らかにするため、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧に関する被保険者施術録(第5号様式。以下「施術録」という。)を備え、所定の事項を記載</p>	<p>(施術担当者の指定)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の指定を受けようとする者は、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>4 市長は、施術担当者を指定したときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定書(以下「施術担当者指定書」という。)及び那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者標示板(以下「施術担当者標示板」という。)をその者に交付する。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 施術担当者は、第3項に規定する申請書に記載した事項に変更があったときは、変更のあった日から14日以内に那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者申請事項変更届書によりその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(施術録)</p> <p>第5条 施術担当者は、施術の内容を明らかにするため、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧に関する被保険者施術録(次項において「施術録」という。)を備え、所定の事項を記載</p>

載しなければならない。

2 [略]

(施術担当者の辞退)

第6条 施術担当者は、施術担当者の指定を辞退しようとするときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者辞退届書(第6号様式)に施術担当者指定書及び施術担当者標示板を添えて市長に届け出なければならない。

(施術担当者の取消し)

第7条 [略]

2 市長は前項の規定により施術担当者の指定を取り消したときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定取消通知書(第7号様式)により、その者に通知する。

3～4 [略]

(施術利用券の請求等)

第9条 被保険者が施術を受けようとするときは、その被保険者の属する世帯の世帯主は、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券交付(再交付)申請書兼受領書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券(第9号様式。以下「施術利用券」という。)を申請者に交付する。

3～5 [略]

(負担金の請求手続き)

第13条 施術担当者は、前条の規定により負担金の支払いを受けようとするとき

しなければならない。

2 [略]

(施術担当者の辞退)

第6条 施術担当者は、施術担当者の指定を辞退しようとするときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者辞退届書に施術担当者指定書及び施術担当者標示板を添えて市長に届け出なければならない。

(施術担当者の取消し)

第7条 [略]

2 市長は前項の規定により施術担当者の指定を取り消したときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者指定取消通知書により、その者に通知する。

3～4 [略]

(施術利用券の交付等)

第9条 市長は、第2条の規定により施術を受けることができる者の属する世帯の世帯主から国民健康保険被保険者証の提示を受けたときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券受領証と引換えに、当該世帯主に対し、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券(以下「施術利用券」という。)を交付するものとする。

2～4 [略]

(負担金の請求手続)

第13条 施術担当者は、前条の規定により負担金の支払を受けようとするときは、

<p>は、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術負担金請求書(第10号様式)に那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術明細書(第11号様式)及び施術利用券を添えて施術月分を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>第1号様式(第4条関係) [略] 第2号様式(第4条関係) [略] 第3号様式(第4条関係) [略] 第4号様式(第4条関係) [略] 第5号様式(第5条関係) [略] 第6号様式(第6条関係) [略] 第7号様式(第7条関係) [略] 第8号様式(第9条関係) [略] 第9号様式(第9条関係) [略] 第10号様式(第13条関係) [略] 第11号様式(第13条関係) [略]</p>	<p>那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術負担金請求書に那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術明細書及び施術利用券を添えて施術月分を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略] (様式)</p> <p><u>第15条</u> 別表に掲げる文書の様式は、市長が定める。</p> <p><u>第16条</u> [略] [別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」をいう。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p> <p>6 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正後 別記]

別表(第15条関係)

文書の名称	関係規定
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧 施術担当者指定申請書	第4条第3項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧 施術担当者指定書	第4条第4項、第6条及び 第7条第3項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧 施術担当者標示板	第4条第4項及び第5項、 第6条並びに第7条第3項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧 施術担当者申請事項変更届書	第4条第6項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧 に関する被保険者施術録	第5条
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧 施術担当者辞退届書	第6条
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧 施術担当者指定取消通知書	第7条第2項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧 施術利用券受領証	第9条第1項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧 施術利用券	第9条、第10条及び第13 条第1項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧 施術負担金請求書	第13条第1項
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧 施術明細書	第13条第1項

那覇市規則第33号
令和5年7月14日
公 布 済

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則(平成12年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>10人</u> 以内で組織する。 2 委員は、 <u>市民及び学識経験者</u> のうちから市長が委嘱する。	(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>5人</u> 以内で組織する。 2 委員は、 <u>学識経験者</u> その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

那霸市規則第34号
令和5年7月14日
公 布 済

那霸市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市建築基準法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可申請書に添付する図書等)</p> <p>第4条 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第55条第3項第1号</u>若しくは第2号、<u>第56条の2第1項</u>ただし書、<u>第59条の2第1項</u>、<u>第68条の3第4項</u>又は<u>第68条の7第5項</u>の規定による許可の場合は、<u>省令第1条の3第1項表2の(30)項の(ろ)欄</u>に掲げる図書</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(許可申請書に添付する図書等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第55条第3項</u>若しくは<u>第4項第1号</u>若しくは第2号、<u>第56条の2第1項</u>ただし書、<u>第59条の2第1項</u>、<u>第68条の3第4項</u>又は<u>第68条の7第5項</u>の規定による許可の場合は、<u>省令第1条の3第1項表2の(30)項の(ろ)欄</u>に掲げる図書</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第35号
令和5年7月14日
公 布 済

那覇市緑化センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市緑化センター条例施行規則を廃止する規則

那覇市緑化センター条例施行規則(平成18年那覇市規則第51号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 188 号
令和 5 年 7 月 10 日
掲 示 済

電線共同溝整備道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり電線共同溝を整備すべき道路として指定したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

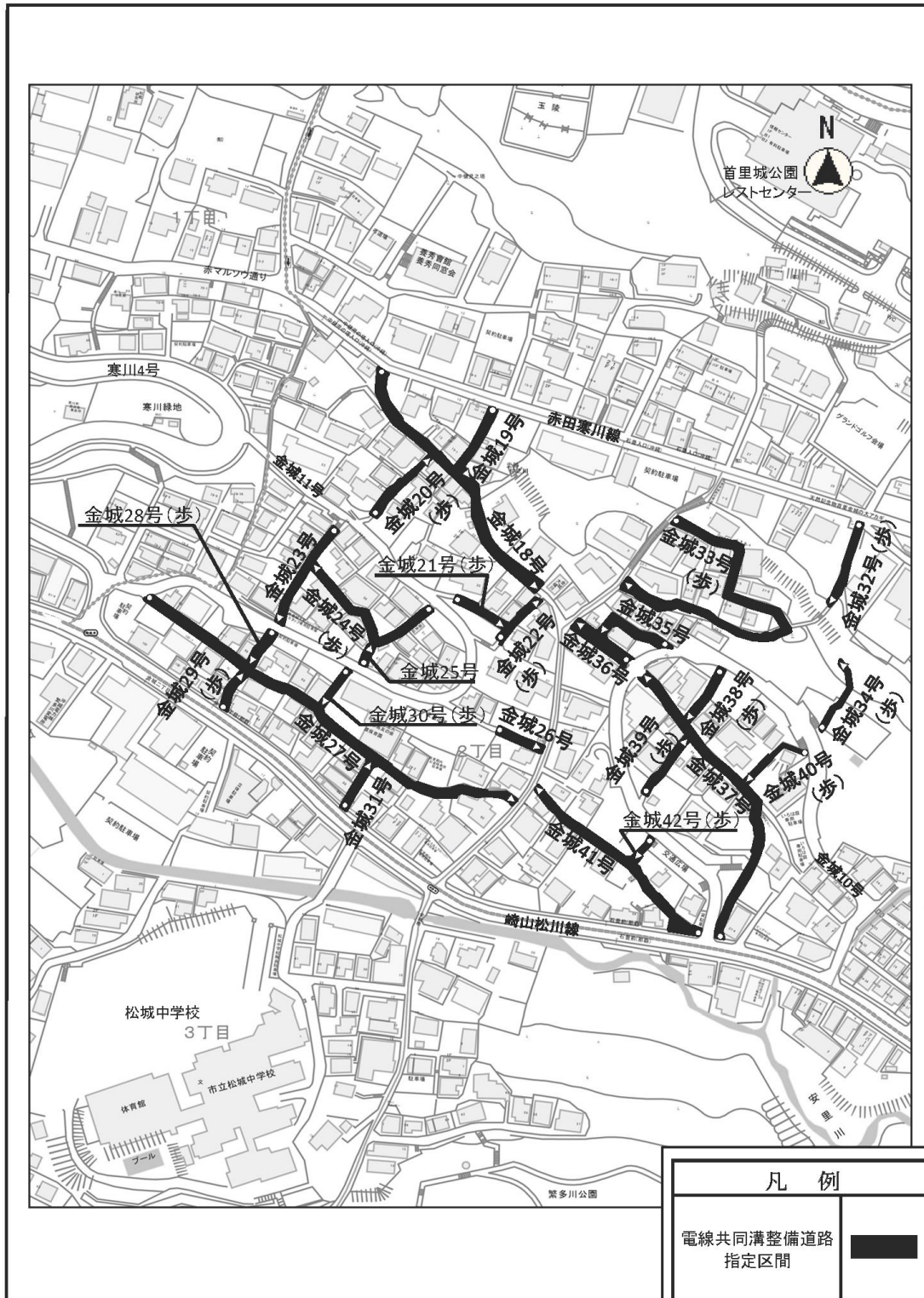
那覇市長 知念 覚

1. 電線共同溝整備指定路線

路 線 名	区 間	
金城18号	起点	首里金城町2丁目17
	終点	首里金城町2丁目8
金城19号	起点	首里金城町2丁目3
	終点	首里金城町2丁目12
金城20号 (歩行者専用)	起点	首里金城町2丁目24
	終点	首里金城町2丁目26
金城21号 (歩行者専用)	起点	首里金城町2丁目33
	終点	首里金城町2丁目34-2
金城22号 (歩行者専用)	起点	首里金城町2丁目41
	終点	首里金城町2丁目34-2
金城23号	起点	首里金城町2丁目54
	終点	首里金城町2丁目67
金城24号 (歩行者専用)	起点	首里金城町2丁目51
	終点	首里金城町2丁目59
金城25号	起点	首里金城町2丁目65
	終点	首里金城町2丁目58
金城26号	起点	首里金城町2丁目38
	終点	首里金城町2丁目39
金城27号	起点	首里金城町2丁目99
	終点	首里金城町2丁目75

金城28号 (歩行者専用)	起点 終点	首里金城町 2 丁目 67- 2 首里金城町 2 丁目 68
金城29号 (歩行者専用)	起点 終点	首里金城町 2 丁目 100 首里金城町 2 丁目 95
金城30号 (歩行者専用)	起点 終点	首里金城町 2 丁目 71 首里金城町 2 丁目 70
金城31号	起点 終点	首里金城町 2 丁目 89 首里金城町 2 丁目 87
金城32号 (歩行者専用)	起点 終点	首里金城町 3 丁目 5- 1 首里金城町 3 丁目 4
金城33号 (歩行者専用)	起点 終点	首里金城町 3 丁目 1- 4 首里金城町 3 丁目 24- 4
金城34号 (歩行者専用)	起点 終点	首里金城町 3 丁目 30- 3 首里金城町 3 丁目 16- 1
金城35号	起点 終点	首里金城町 3 丁目 25- 3 首里金城町 3 丁目 24- 2
金城36号	起点 終点	首里金城町 3 丁目 48 首里金城町 3 丁目 24
金城37号	起点 終点	首里金城町 3 丁目 57- 3 首里金城町 3 丁目 47
金城38号 (歩行者専用)	起点 終点	首里金城町 3 丁目 29 首里金城町 3 丁目 28
金城39号 (歩行者専用)	起点 終点	首里金城町 3 丁目 51- 3 首里金城町 3 丁目 45- 2
金城40号 (歩行者専用)	起点 終点	首里金城町 3 丁目 17- 3 首里金城町 3 丁目 32
金城41号	起点 終点	首里金城町 3 丁目 73- 2 首里金城町 3 丁目 65- 1
金城42号 (歩行者専用)	起点 終点	首里金城町 3 丁目 56 首里金城町 3 丁目 58

電線共同溝整備道路の指定区間位置図(参考図)



那覇市告示第 208 号

令和 5 年 8 月 1 日

令和 5 年 (2023 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		4,508,535	805	4,509,340
	1 他会計繰入金	4,508,534	805	4,509,339
歳 入 合 計		40,945,146	805	40,945,951

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		27,191,707	805	27,192,512
	1 療養諸費	22,789,032	805	22,789,837
歳 入 合 計		40,945,146	805	40,945,951

公 告

那霸市公告第 304 号
令和 5 年 8 月 1 日

虎瀬公園の名称変更について

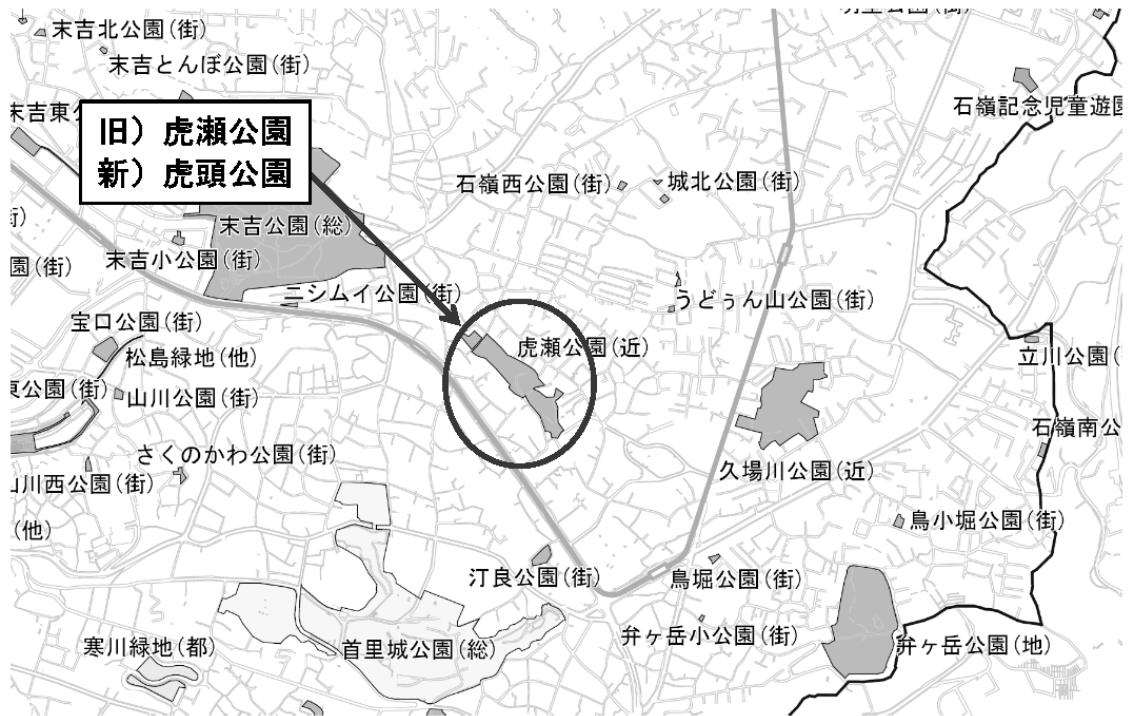
みだしのことについて、地域からの要望を受け検討した結果、下記のとおり変更する。

その関係図書は、公告と同時に那霸市都市みらい部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那霸市長 知念 覚

記

旧名称	虎瀬公園
新名称	虎頭公園



議 会 規 則

那覇市議会規則第 1 号
令和 5 年 7 月 14 日
公 布 済

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 野 原 嘉 孝

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p> 第1節 総則(第90条—<u>第94条</u>)</p> <p> 第2節～第6節 [略]</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>第7章 [略](<u>第166条</u>)</p> <p>第8章 [略](<u>第167条</u>)</p> <p>第9章 [略](<u>第168条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第142条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p> 第1節 総則(第90条—<u>第94条の2</u>)</p> <p> 第2節～第6節 [略]</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>第7章 [略](<u>第166条・第167条</u>)</p> <p>第8章 [略](<u>第168条</u>)</p> <p>第9章 [略](<u>第169条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(<u>出席委員に関する措置</u>)</p> <p><u>第94条の2 この章における出席委員には、那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)第15条の2第3項に規定する委員を含む。</u></p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前2項の場合において、那覇市議会委員会条例第15条の2第1項の規定により、オンラインによる方法(同条第1項に規定するオンラインによる方法をいう。以下同じ。)で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u></p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第142条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

<p>第167条～第168条 [略]</p>	<p>3 <u>前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u> (協議等の場の開催方法の特例)</p> <p>第167条 <u>前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で開くことができる。</u></p> <p>第168条～第169条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 訓 令

那霸市議会訓令第 3 号
令和 5 年 7 月 14 日
公 表 済

那霸市議会議員政治倫理条例施行規程を次のように定める。

那霸市議会議長 野 原 嘉 孝

那覇市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(政治倫理規準)

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する行為は、次のとおりとする。

- (1) 政務活動費及び公金に関する犯罪行為、贈収賄・あっせん収賄に関する犯罪行為等、議会活動に関する不祥事
- (2) 窃盗、暴行、殺人、詐欺等の重大な犯罪行為等、議会活動外での不祥事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会通念上不適切な行為(軽微なものを除く。)

(審査要求書)

第3条 審査要求書を提出する者は、条例第6条第1項の規定により請求に係る署名を求めようとするときは、署名簿に審査要求書の原本又は写しを付して求めるものとする。

2 前項の署名は、署名をする者が自筆により行わなければならない。ただし、本人が署名することができないときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第8項の規定の例により委任を受けた者(市内に住所を有する満18歳以上の者に限る。)が代筆することができる。

3 審査要求書を提出する者は、地方自治法第74条第7項に定める期間は、審査要求し、又は署名を求めることができない。

(政治倫理規準に反する行為を証する書類等)

第4条 条例第7条第2項第4号の議長が別に定める書類等は、次に掲げる書類とする。

- (1) 新聞に掲載された記事
- (2) 契約書等の証拠書類の写し
- (3) 報道機関により報道された事実を証する書類等(第1号に該当するものを除く。)
- (4) 雑誌(週刊誌又は月刊誌に限る。)に掲載された記事
- (5) 音声を録音した記録及びその内容を説明した書面(当該音声を録音した記録に係る議事録を含む。)

(6) 撮影した記録及びその内容を説明した書面

2 前項各号に掲げる書類には、ソーシャルメディア上の情報及びその内容を説明した書面を添付することができる。

(審査結果の概要の公表等)

第5条 条例第10条第8項、第11条、第15条第4項及び第16条の公表は、なは市議会だより及び那覇市議会ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審査要求書の様式その他の必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年7月14日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 11 号
令和 5 年 7 月 18 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 510 号
指定工事店名	亮和工業株式会社
営業所所在地	浦添市宮城三丁目11番11号
代表者氏名	野間 和典
有効期間	自 令和5年4月1日 至 令和10年3月31日
異動年月日	令和5年7月5日
異動事由	営業所所在地変更

那覇市上下水道局告示第 12 号
令和 5 年 7 月 19 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定(登録)番号	第 256 号
指定工事店名	金仲設備
営業所所在地	沖縄県島尻郡南風原町字宮城419番地 1
代表者氏名	仲里 文栄
取消日	令和 5 年 7 月 18 日
取消理由	事業の廃止